○外務省告示第二百九十九号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、平成二十四年八月十六日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第七号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年八月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	発行年月日	旅券番号
平成24年8月16日	2002年11月7日	TG2859165

○厚生労働省告示第四百九十一号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の規定に基づき、送出事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一を次のように改める。

第一　趣旨

この指針は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「建設労働法」という。）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「読替え後の労働者派遣法」という。）第二十四条の三並びに第三章第一節及び第二節の規定により送出事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたものである。

また、読替え後の労働者派遣法第二十四条の三の規定により送出事業主が講ずべき措置に関する必要な事項と併せ、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条の規定に基づき送出事業主が個人情報を適正に取り扱うために講ずべき措置に関する必要な事項についても定めたものである。

第二の八を次のように改める。

八　送出労働者の雇用の安定及び福祉の増進等

㈠　有期雇用送出労働者の期間を定めないで雇用される労働者への転換の推進

送出事業主は、読替え後の労働者派遣法第三十条（第二号を除く。）の規定による措置を講ずるに当たっては、当該措置の対象となる送出労働者に対し、労働契約の締結及び更新、賃金の支払等の機会を利用し、又は電子メールを活用すること等により、

㈡　送出労働者の適性、能力、経験、希望等に適合する就業機会の確保等

送出事業主は、送出労働者について、当該送出労働者の適性、能力、経験等を勘案して、最も適合した就業の機会の確保を図るとともに、就業する期間及び日、就業時間、就業場所、受入事業主における就業環境等について当該送出労働者の希望と適合するような就業機会を確保するよう努めなければならないこと。また、送出労働者はその有する知識、技術、経験等を活かして就業機会を得ていることに鑑み、送出事業主は、就業機会と密接に関連する教育訓練の機会を確保するよう努めなければならないこと。

第二の十の㈠のハ中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同十の㈢中「（平成十五年法律第五十七号）」を削る。

○厚生労働省告示第四百九十二号

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十四条の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の規定に基づき、受入事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年十月一日から適用する。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第二の九の㈠中「また、受入事業主は」の下に「、読替え後の労働者派遣法第四十条第三項の規定に基づき」を加え、「応じ、送出労働者」を「応じ、その指揮命令の下に労働させる送出労働者が従事する建設業務」に、「福利厚生等」を「賃金水準、教育訓練、福利厚生等」に、「提供する等の」を「提供するとともに、送出事業主が当該送出労働者の職務の成果等に応じた適切な賃金を決定できるよう、送出事業主からの求めに応じ、当該送出労働者の職務の評価等に」に改め、同十四中「建設労働法第四十四条の規定により読み替えて適用される」を削り、同十五の㈠中「建設労働法第四十四条の規定により読み替えて適用する」を削る。

○農林水産省告示第二千百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月三十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市宇津野字中ノ又澤八五三の一一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月三十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高山川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山口県下関市豊田町大字高山

字丸田	三三五番二　一号及び二号
字森祐	三九一番地先河川敷　三号
字節杭	一七六番一　四号
	二七三番一　十一号及び十二号
字小岩	一五二番一　五号及び六号
	一五〇番一　七号
	一四七番　八号
	一三八番一　九号
字長浴	一三八番一地先河川敷　十号